

# 予備電源について

2023年9月11日

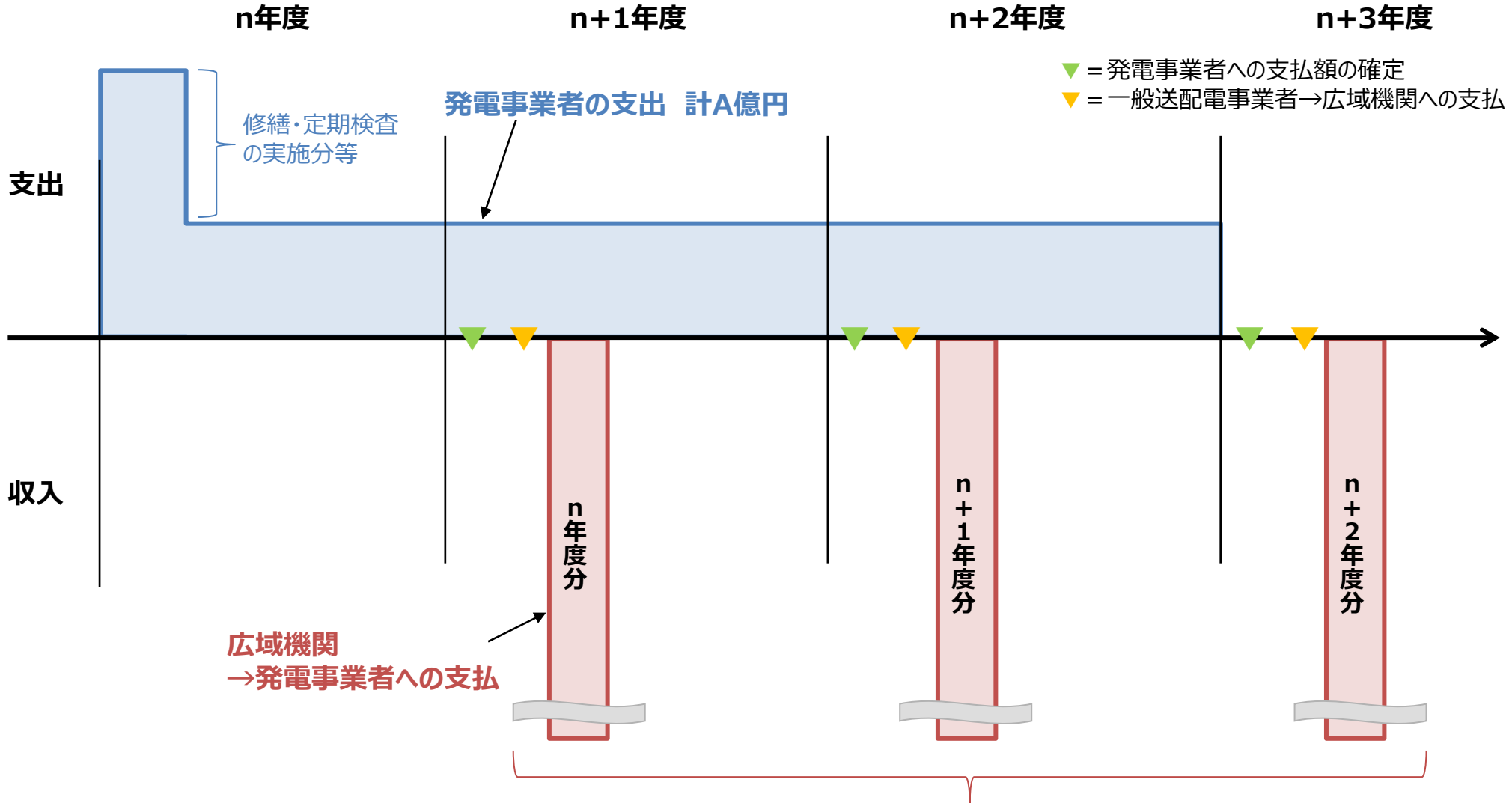
資源エネルギー庁

- 1. 支払スケジュール**
2. 修繕費の考え方
3. 発電設備の休止に伴う措置

# 支払スケジュール

- 予備電源の費用は、託送料金を原資として、一般送配電事業者が広域機関からの請求に基づいて支払い、その費用を元に、広域機関から予備電源を休止維持する発電事業者に支払われることとなる。
- 予備電源制度の支払スケジュールの検討に当たっては、託送料金を原資として確実に支払が見込める点、支払手続を簡便に行い、事務コストを抑えるという点、加えて、発電事業者に金利等の資金調達コストが発生する場合は事業報酬の内数として本制度の対象費用に含めることができるという点を踏まえ、年1回の支払としても支障がないと考えられるのではないか。
- 具体的には、n年度の予備電源費用は翌年度にまとめて支払われる形としてはどうか。
- また、例えば初年度に修繕や定期検査を行った場合など、発電事業者の支出額が契約期間中の年度によって偏る可能性もあるが、支払うべき予備電源としての価値は年度によって変わらないと考えられるため、発電事業者への支払額は制度適用期間内で毎年に均等化することとしてはどうか。

# 発電事業者における支出・収入のイメージ



※予備電源となる期間が3年間の場合。

A億円を3年間で均等化

1. 支払スケジュール
- 2. 修繕費の考え方**
3. 発電設備の休止に伴う措置

# 修繕費の考え方

- 予備電源制度では、供給力不足時に立ち上げられるように、必要な修繕や定期検査等の事前実施を可能とし、休止維持に必要な最低限の修繕費を対象費用に含めている。しかし、予備電源の候補は高経年火力が中心となるため、設備の腐食状況等を事前に全て評価することは難しく、設備状況や必要と見込まれる修繕作業等のある程度推測して金額を見積もることが想定される。
- このため、想定より腐食等が進んでいた場合等の追加の修繕や、逆に工事が不要となるような状況も想定される。
- 長期脱炭素電源オークションでは、長期間にわたる新規投資であることから、入札価格に、予備費として建設費の10%を織り込むことができる。また、入札価格に織り込むことが認められる金額よりも実際の工事費負担金が高くなった場合は、支払額の個別の修正はせず、ペナルティの科されない市場退出を認めている。
- 予備電源に関しては、事前に設備状況等を完璧に把握することは難しくても、必要となる可能性のある修繕内容・価格・期間はある程度事前に予測でき、それらは入札価格に織り込まれることになると考えられる。したがって、入札時の価格から修繕費を事後的に増額することは認めないこととしてはどうか。
- また、本制度は総合評価方式で落札電源を決定することとしており、容量市場や長期脱炭素電源オークション等と比較すると事前の価格競争が相対的に働きにくいと考えられるため、事業者が本来修繕が必要となる可能性が低いものまで費用を織り込み、実際に修繕を行わないといった事態も想定され得るが、これを防ぐ措置の必要性について、どのように考えるか。
- 例えば、事後的に修繕等の実施状況を確認し、実施しなかった修繕の分の費用については支払わないといった措置を講じることも一案と考えられるが、どのように考えるか。また、そのような措置を講じる場合の具体的な考え方や方法等については、今後検討を深めることとしてはどうか。

# 【参考】予備電源の対象費用

第81回制度検討作業部会  
資料3（2023年6月21日）

## これまでの御議論の振り返り⑦

### 7. 対象費用

- 候補となる高経年火力電源等の数が限られ、必要調達量を満たすために調達不可欠である電源が存在し得ると考えられることを踏まえ、価格に一定の規律を設けることとする。
- 予備電源として手当とする費用は休止措置（防錆措置等）、休止状態の維持及び短期立ち上げ電源については事前に行う定期点検・修繕等の費用が考えられるが、それらの価格規律として、**最低限の人件費・修繕費・税金・発電側課金等を本制度の対象費用とする**。加えて、事業報酬については含めることとする。

- 上限価格の設定については、実施状況を見ながら検討することとする。
- なお、予備電源調達時の想定立ち上げコストに対しては、特段の価格規律を求めないこととする。

### 8. 費用負担

- 予備電源の費用負担は、容量市場の外側から安定供給を支える制度として、**託送負担**とする。
- 一方、立ち上げプロセスの費用負担は、小委員会で議論されている供給力確保の在り方と併せて、別途検討を進めることとする。

### 9. 実施主体

- 予備電源の調達等のプロセスの実施主体は、**電力広域的運営推進機関（広域機関）が望ましい**と考えられる。今後は広域機関とも連携して、詳細の制度設計を進めていくこととする。
- なお、立ち上げプロセスの主体は、小委員会で議論されている供給力確保の在り方と併せて、別途検討を進めることとする。

# 【参考】長期脱炭素電源オークションの精算について

長期脱炭素電源オークションガイドライン（令和5年7月）より

## 4. 監視

### （2）応札価格に織り込むことが認められるコスト

応札価格に織り込むことが認められるコストは、以下の①資本費、②運転維持費、③事業報酬（資本コスト）とする。

#### ①資本費

建設費	発電設備・燃料受入設備・燃料保管設備・燃料供給設備などの新たな脱炭素電源の稼働に資する設備の建設費 <sup>26, 27, 28, 29, 30, 31</sup> の110% <sup>32</sup> の金額 <sup>33</sup>
系統接続費	最新の工事費負担金の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額 <sup>34</sup>

（脚注34） 応札価格に織り込んだ系統接続費よりも精算額が低くなった場合は、その差分だけ本制度からの支払額を修正する。



1. 支払スケジュール
2. 修繕費の考え方
3. **発電設備の休止に伴う措置**

# 発電設備の休止に伴う措置

## (現状)

- 稼働していた電源を休止する場合は、電気事業法施行規則に基づいて、事前に届出が必要となる。具体的には、10万kW以上の電源を休止する場合は、その予定日の9か月前までに届出を行う必要がある。
- また、10万kW以上の電源を休止する際には、第56回電力・ガス基本政策小委員会における議論に基づき、発電情報掲示板に情報を掲示することを基本として、小売電気事業者とのマッチングを実施することを求めている。
- これらの手続と予備電源の応札・落札スケジュール等との関係について、整理が必要となる。

## (電気事業法に基づく届出)

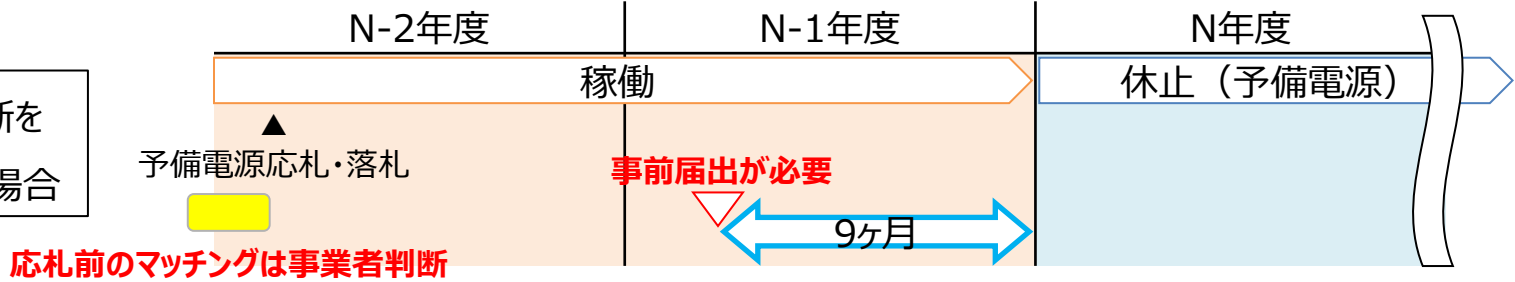
- まず、電気事業法施行規則に基づく届出については、稼働電源が休止判断を経て予備電源となる場合は、休止する9か月前までに、届出の提出を求めることとなる。なお、予備電源となる以前から休止する届出を提出している場合は、改めて変更を届け出る必要はない。

## (休廃止前の小売電気事業者とのマッチング)

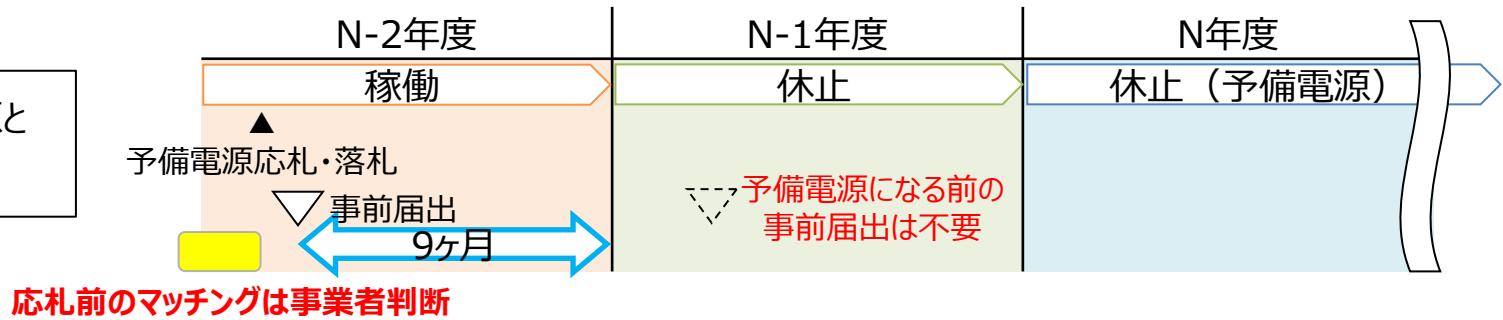
- 次に、休廃止前の小売電気事業者とのマッチングについては、予備電源制度への応札前までに発電情報掲示板に情報を掲示することまでは求めず、事業者判断としてはどうか。なお、予備電源に落札できなかった場合であって、かつ、応札前に発電情報掲示板に情報を掲示していなかった場合には、落札結果判明後から休廃止までの間に情報の掲示を行うことを求めているかどうか。
- また、一度予備電源となった後、その契約期間が終了し、休廃止をしようとする場合は、応札前に発電情報掲示板に情報を掲示したかどうかにかかわらず、休廃止の前に情報の掲示を求めることとしてはどうか。

# 発電設備の休止に伴う措置との関係（イメージ）

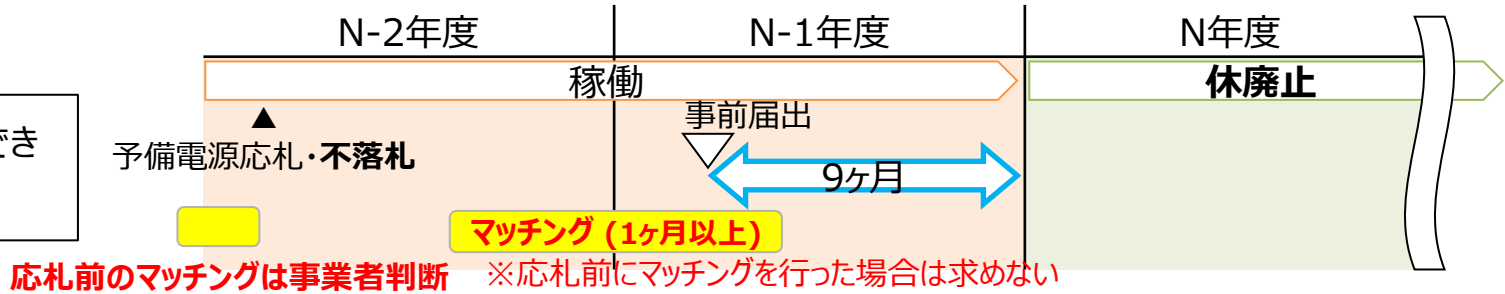
稼働電源が休止判断を経て予備電源となる場合



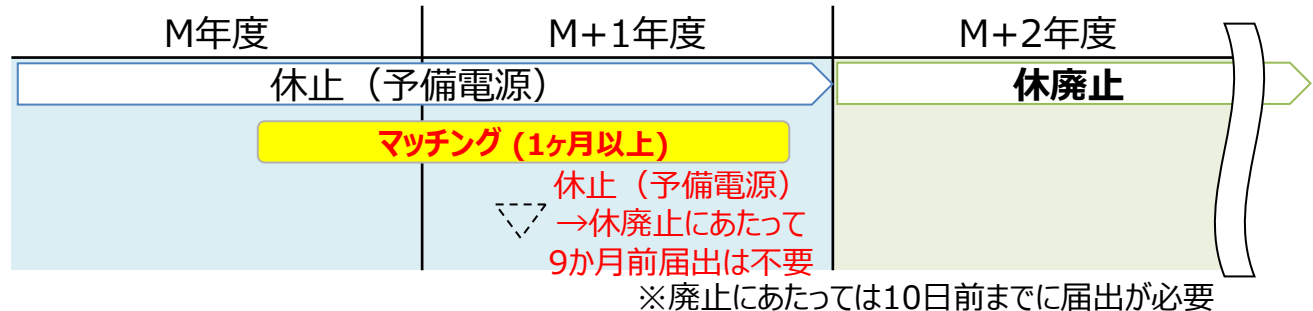
休止電源が予備電源となる場合



予備電源として落札できず、休廃止する場合



予備電源としての期間が終了し、休廃止する場合



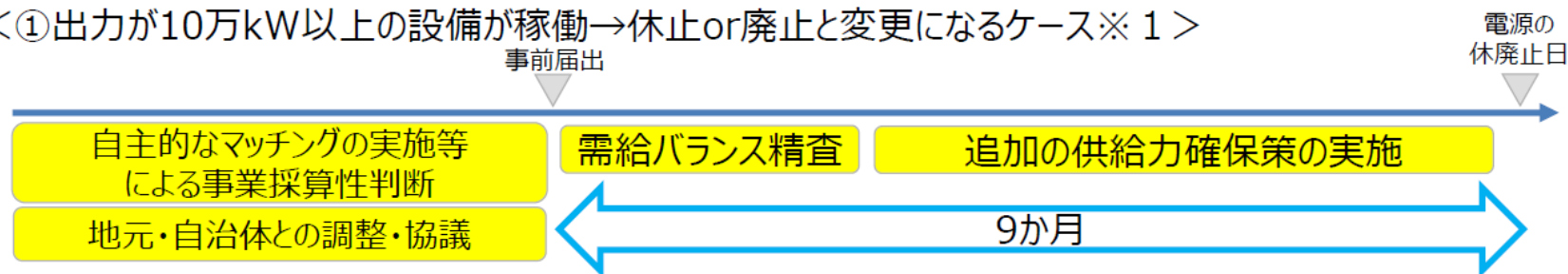
# 【参考】電源休廃止に当たっての事前届出制

第49回電力・ガス基本政策小委員会  
資料5-1（2022年5月17日）

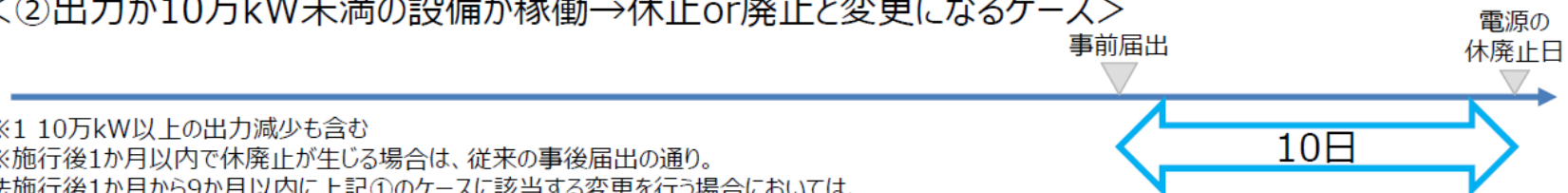
## 発電所の休廃止に関する事前届出制の導入

- 近年、事業採算性が悪化した電源の休廃止が増加しており、安定供給に支障が生じるリスクが高まっている。
- このため、一定規模以上の発電所の休廃止について、事後届出制から事前届出制とすることとし、こうした措置を含む法律が5月13日に国会で成立した。
- 10万kW以上の発電ユニットの停止情報等については電気の卸取引に関係があり、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実とされており、その発電ユニットの休廃止は需給上の影響も大きい。
- これを踏まえ、対象となる規模は10万kW以上とした上で、本措置に基づき、追加の供給力公募等の必要な供給力確保策を講じる時間を確保するため、休廃止予定日の9か月前までに届け出ることとする方向。

＜①出力が10万kW以上の設備が稼働→休止or廃止と変更になるケース※1＞



＜②出力が10万kW未満の設備が稼働→休止or廃止と変更になるケース＞



※1 10万kW以上の出力減少も含む

※施行後1か月以内で休廃止が生じる場合は、従来の事後届出の通り。

法施行後1か月から9か月以内に上記①のケースに該当する変更を行う場合においては、法施行後1か月以内に発電事業の変更届出を提出することを求める経過措置を規定予定。

# 【参考】休廃止の際における電源のマッチング

第56回電力・ガス基本政策小委員会  
資料4-3（2022年11月24日）

## 論点①：対象電源

- 10万kW以上の発電設備の休廃止については、電力需給に大きな影響を与えることから、**10万kW以上の電源が休廃止する際には、発電情報掲示板に情報を掲示すること**を基本とし、小売電気事業者とのマッチングを実施することを求めてはどうか。やむを得ずマッチングの実施が不可能な場合は、**個別にその理由を確認したうえで判断すること**としてはどうか。
- また、現時点の2023年度の電力需給見通しは、厳気象H1需要に対して、全エリアで安定供給に必要な予備率3%を確保することができる一方で、**7月の東京エリアで3.3%となるなど厳しい見通し**となっていることから、2023年度に向けた電力需給対策として、**現在休止中の電源も対象**とすることとしてはどうか。
- この場合、長期間休止している電源については、2023年度の再稼働が難しい可能性があることや、再稼働にかかるコストが膨大になり得るから、**休止して1年未満の10万kW以上の電源を対象**とすることとしてはどうか。

# 【参考】休止に伴う措置の運用方法

## 論点③：運用方法

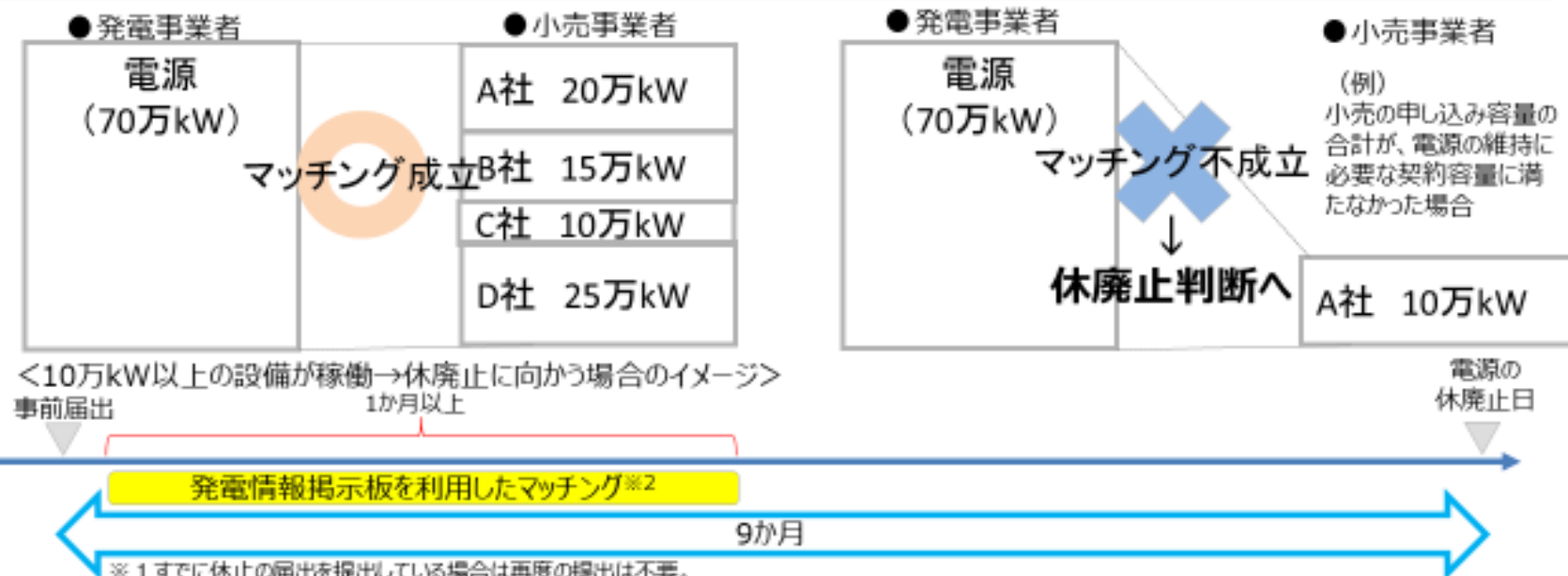
- 発電事業者は、広域機関が運営する発電情報掲示板を活用することを基本とし、以下の手順で手続を実施することとしてはどうか。

ステップ1．資源エネルギー庁に発電事業変更届出の提出※1。

ステップ2．発電事業者は、電源に係る情報を、1か月以上掲示板に掲載。掲示板に掲載できない機微な情報は、各事業者の問い合わせ窓口等を経由して開示。

ステップ3．掲載期間中、関心がある小売事業者は、個別に発電事業者に連絡。

ステップ4．掲載期間終了後、発電事業者は小売とのマッチング状況を踏まえ、電源の休廃止の判断を進める。



※1 すでに休止の届出を提出している場合は再度の提出は不要。

※2 マッチングについては、発電事業届出の提出前に実施することも可。